路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
六　号　宮城県亘理郡亘理町字先達前三〇番二から同町逢隈鹿島字倉庭八一番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局相武国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
相模原市緑区小倉字大和一三八八番一から同市緑区小倉字原一七二番一まで	三八・六六～四〇五・〇〇	〇・九二五

四　指定する期日　平成二十七年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
久喜市原字大谷七四五番二地先から茨城県猿島郡境町大字西泉田字上野原一二四〇番九地先まで	〇・〇〇～二九一・七九	二〇・二五七

四　指定する期日　平成二十七年三月二十八日

○関東地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長野市大字東和田字居村南沖八五四番一から同市大字東和田字居村南沖八五四番五まで	前	四八・九〇～八六・九〇	〇・〇二〇〇
	後	四八・九〇～八六・九〇	〇・〇二一〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
八王子市大和田町三丁目一〇八三番五から同市南浅川町二七九六番一まで	前	八・二〇～五三・二〇	一〇・三九〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・二〇～五三・二〇	九・六一〇	
		B 〇・〇〇～二二・三〇	一〇・三九〇	
			九・六一〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
相模原市緑区小倉字城山一二四番四二から同市緑区小倉字原一七二番一まで	前	四〇・四六～三〇八・六五	〇・三一四
	後	四〇・七六～三二四・三三	〇・三一四

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十号　八王子市大船町一〇三番一から同市寺田町二七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日

○関東地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四　号　幸手市大字上宇和田字流作六三一番六九から古河市久能字遠向八四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日